

財務省告示第二百二十一号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成十九年六月六日に買入消却した国債の  
 名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年六月二十二日

財務大臣

尾身 幸次

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	額面金額の買入	年債利付券（二庫）	年債利付券（二庫）	年債利付券（三庫）	年債利付券（三庫）	年債利付券（三庫）	年債利付券（三庫）	年債利付券（三庫）
〃	第二回二百四十	二百億円	七十九円八十	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	第四回二百四十	二百四十九億	八十九円九十	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	第五回二百四十	百四十億円	百円十五銭八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	第一回	二十五億円	百九円五十	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	第二回	五十億円	百三円二十六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	八十億円	百一円三十一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	第六回	五十億円	百九円六十五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	十七億円	百五円六十七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

合 計	〃	〃
	第十二回	第七回
千 百 二 億 円	〃	五 十 億 円
	四 九 錢 十 五 厘 九 厘 七 十	二 百 厘 円 五 十 四 錢